

議案第 2 号

市川市税条例等の一部改正について

市川市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市税条例等の一部を改正する条例

(市川市税条例の一部改正)

第 1 条 市川市税条例 (昭和 2 9 年条例第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 4 項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書 (市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書」に改め、「(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第 6 項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書 (市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書」に改め、「(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の

1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第16条の3第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「(次に掲げる場合を除く。)」及び「ものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書」に改め、「(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

附則第20条の3第4項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る

第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第 26 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第 27 条を削る。

(市川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市川市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中市川市税条例第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 10 条の 2 第 2 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 公布の日
- (2) 第 1 条中市川市税条例第 36 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 36 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、第 17 条の 2 第 3 項及び第 26 条の改正規定並びに同条例附則第 27 条を削る改正規定並びに第 2 条の規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

(3) 第1条中市川市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定  
令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の市川市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の市川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第2項の規定は、この条例の公布の日以後に取得された地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税について適用し、同日前に取得された同項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、

なお従前の例による。

## 理 由

地方税法の改正に伴い、個人の市民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税における課税方式と一致させる措置を講ずるとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用に係る居住年の期限等を延長するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。